

見附市告示第7号

見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月5日

見附市長 稲 田 亮

見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成28年見附市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

市長は、法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

第7条第2項中「指定事業者の指定を受けた者」を「前項の規定により指定する旨の通知を受けた者」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

市長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

第9条第1項中「指定内容の」を「施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する」に、「変更届出書（別記第3号様式）により行うものとする」を「その変更があった日から10日以内に行わなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「指定事業」を「施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業」に、「再開届出書（別記第5号様式）により行うものとする」を「その再開した日から10日以内に行わなければならない」に改め、同項を同条第2項

とする。

第10条第1項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該指定事業者の事業所番号

第33条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条に次の1項を加える。

- 4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第35条の2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第36条に次の1項を加える。

- 3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びま

ん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2） 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第37条に次の2項を加える。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第43条の2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2） 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第48条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条中「第36条」を「第35条の2」に改め、「第43条」の次に「、第43条の2」を加え、同条後段中「第15条」の次に「、第25条、第29条」を加え、「及び」を「、」に改め、「第31条」の次に「、第35条の2及び第43条の2」を加える。

第64条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第65条に次の1項を加える。

- 4 介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な介護予防通所介護相当サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

指定相当通所型サービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第68条第2項中「必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第69条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第72条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第70条前段中「第31条」の次に「、第35条の2」を加え、同条後段中「第31条」の次に「、第35条の2及び第43条の2」を加える。

第72条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 8 2 条前段中「第 3 1 条」の次に「、第 3 5 条の 2」を、「第 4 3 条」の次に「、第 4 3 条の 2」を加え、同条後段中「第 3 1 条」の次に「、第 3 5 条の 2 及び第 4 3 条の 2」を加える。

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までを削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 7 条に第 3 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。